

# 第 153 回 定時株主総会招集ご通知

● 開催日時

2019年5月21日（火曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

● 開催場所

大阪市中央区難波5丁目1番60号  
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **高島屋**

証券コード：8233

## 目次

|     |                    |
|-----|--------------------|
| P 1 | ▶ 第153回定時株主総会招集ご通知 |
| P 5 | ▶ 株主総会参考書類         |
|     | 第1号議案 剰余金の処分の件     |
|     | 第2号議案 取締役12名選任の件   |
|     | 第3号議案 監査役3名選任の件    |
|     | 第4号議案 補欠監査役1名選任の件  |
|     | 第5号議案 取締役賞与支給の件    |

### (第153回定時株主総会招集ご通知添付書類)

|     |                    |
|-----|--------------------|
| P26 | ▶ 事業報告             |
|     | 1. 企業集団の現況に関する事項   |
|     | 2. 会社の株式に関する事項     |
|     | 3. 会社の新株予約権等に関する事項 |
|     | 4. 会社役員に関する事項      |
|     | 5. 会計監査人の状況        |
|     | 6. 会社の体制及び方針       |
| P52 | ▶ 計算書類等            |
| P56 | ▶ 監査報告書            |

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**  
取締役社長 村田 善郎

## 第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり第153回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますよう  
ご案内申し上げます。 敬 具

### 記

**日 時** 2019年5月21日(火曜日)午前10時  
(受付開始：午前9時)

**場 所** 大阪市中央区難波5丁目1番60号  
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

### 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第153期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに  
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第153期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件

## 招集にあたっての決定事項

### 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、**2019年5月20日(月曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類（5ページから25ページ）をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類（5ページから25ページ）または議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記4ページを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

また、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきたく存じますので、お手数ながら同用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト<https://www.takashimaya.co.jp/>に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
  - ② 連結計算書類の連結注記表
  - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
  - ④ 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト<https://www.takashimaya.co.jp/>に掲載させていただきます。

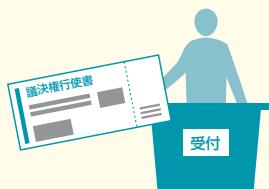
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

5ページから25ページの株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2019年5月21日 (火) 午前10時

## 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2019年5月20日 (月) 午後5時到着分まで

## インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>  
(毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2019年5月20日 (月) 午後5時まで

### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

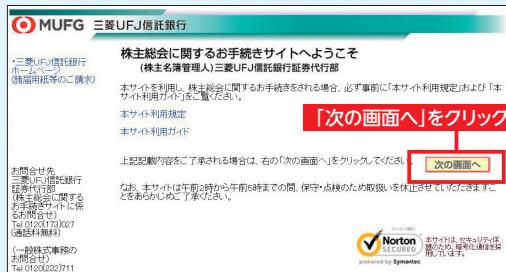
- ② 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



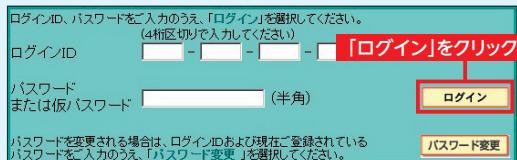
**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

- ① 議決権行使サイト<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### 次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承願います。）

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027

（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円

総額2,096,803,164円を利益剰余金から配当いたします。

(注) 当社は、2018年9月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。株式併合前の2018年8月31日を基準日として1株につき6円の間配当をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合前に換算しますと、中間配当金6円と期末配当金6円を合わせた1株につき12円に相当し、株式併合後に換算しますと、中間配当金12円と期末配当金12円を合わせた1株につき24円に相当します。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月22日

## 株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役12名は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名    | 現在の地位        | 2018年度における取締役会出席状況        |
|-------|-------|--------------|---------------------------|
| 1     | 鈴木弘治  | 取締役会長（代表取締役） | 再任 14/14回（100%）           |
| 2     | 村田善郎  | 取締役社長（代表取締役） | 再任 14/14回（100%）           |
| 3     | 栗野光章  | 専務取締役（代表取締役） | 再任 14/14回（100%）           |
| 4     | 山口健夫  | 常務取締役（代表取締役） | 再任 11/11回（100%）<br>（就任以降） |
| 5     | 岡部恒明  | 常務取締役（代表取締役） | 再任 11/11回（100%）<br>（就任以降） |
| 6     | 亀岡恒方  | 常務取締役        | 再任 14/14回（100%）           |
| 7     | 田中良司  | 常務取締役        | 再任 11/11回（100%）<br>（就任以降） |
| 8     | 安田洋子  | 常務執行役員       | 新任 —                      |
| 9     | 井上淑子  | 常務執行役員       | 新任 —                      |
| 10    | 中島馨   | 取締役          | 再任 社外 独立役員 14/14回（100%）   |
| 11    | 後藤晃   | 取締役          | 再任 社外 独立役員 14/14回（100%）   |
| 12    | 鳥越けい子 | 取締役          | 再任 社外 独立役員 14/14回（100%）   |

候補者  
番号 1 | すずき こうじ  
鈴木 弘治 (1945年6月19日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1968年3月 当社入社
- 1995年5月 当社取締役本社経営企画室長
- 1997年5月 当社常務取締役本社経営企画室長、社会貢献室長
- 1999年3月 当社専務取締役（代表取締役）広域事業本部長
- 2001年3月 当社取締役副社長（代表取締役）百貨店事業本部長、広域事業本部長
- 2003年3月 当社取締役社長（代表取締役）百貨店事業本部長
- 2007年3月 当社取締役社長（代表取締役）
- 2014年2月 当社取締役会長（代表取締役）、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

取締役経営企画室長などを経て、2003年より代表取締役社長、2014年より代表取締役会長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式の数  
81,800株

候補者番号 **2** | むらた よしお  
**村田 善郎** (1961年10月26日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1985年 4月 当社入社
- 2011年 5月 当社営業本部柏店長
- 2013年 2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長
- 2014年 2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、企画本部開発グループ長、アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2015年 5月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当
- 2017年 8月 当社常務取締役（代表取締役）総務本部長、企画本部副本部長、経営戦略部長、秘書室、IT推進室担当
- 2018年 3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当
- 2019年 3月 当社取締役社長（代表取締役）CSR推進室、業務監査室担当、現在に至る。



所有する当社の株式の数  
13,500株

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

代表取締役常務総務本部長、代表取締役常務企画本部長などを経て、本年より代表取締役社長を務めており、リーダーシップと発想力、構想力と経営戦略を実現していく実行力を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 3 | あわの みつあき  
栗野 光章 (1957年7月2日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1981年4月 当社入社
- 2005年3月 当社百貨店事業本部大阪店副店長
- 2009年3月 当社営業本部泉北店長
- 2010年2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長
- 2011年2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長、MD政策室長
- 2013年2月 当社執行役員営業本部大阪店長
- 2016年5月 当社常務取締役関西代表、営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）大阪店長
- 2019年3月 当社専務取締役（代表取締役）営業本部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

MD本部副本部長、常務取締役関西代表・大阪店長などを経て、本年より代表取締役専務営業本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数  
18,400株

候補者番号 **4** | やまぐち たけお  
**山口 健夫** (1954年6月25日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1977年4月 当社入社
- 2006年9月 当社百貨店事業本部日本橋店副店長、総務部長
- 2007年3月 当社営業本部日本橋店副店長
- 2009年3月 当社営業本部大宮店副店長、営業推進部長
- 2010年2月 当社営業本部大宮店長
- 2014年2月 当社執行役員購買本部長
- 2015年3月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、購買管理室長
- 2016年3月 当社執行役員総務本部副本部長、人事部長
- 2018年5月 当社常務取締役総務本部長、秘書室担当
- 2019年3月 当社常務取締役(代表取締役)総務本部長、秘書室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

総務部長、人事部長などを経て、本年より代表取締役常務総務本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数  
11,100株

候補者  
番号 5 | おかべ つねあき  
岡部 恒明 (1961年4月21日生)

● 略歴、地位及び担当

1984年4月 当社入社

2012年2月 当社営業本部京都店副店長

2013年2月 当社営業本部日本橋店副店長

2014年2月 当社執行役員営業本部京都店長

2018年5月 当社常務取締役営業本部営業推進部長

2019年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

京都店長、常務取締役営業推進部長などを経て、本年より代表取締役常務企画本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式の数  
8,400株

候補者番号 **6** | かめおか つねかた  
**亀岡 恒方** (1959年1月31日生)

● 略歴、地位及び担当

1981年4月 当社入社

2009年3月 当社営業本部京都店副店長

2012年2月 当社営業本部大阪店副店長

2013年2月 当社執行役員営業本部日本橋店長

2016年5月 当社常務取締役営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）副本部長、MD副本部長、日本橋再開発担当

2017年3月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD副本部長、日本橋再開発担当

2019年3月 当社常務取締役関西代表、営業本部大阪店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社岡山高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社岡山高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

日本橋店長、常務取締役MD副本部長などを経て、本年より常務取締役関西代表・大阪店長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式の数  
13,800株

候補者  
番号 7 | た な か り よ う じ  
田中 良司 (1962年3月19日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 2011年2月 当社営業本部横浜店副店長
- 2012年2月 当社営業本部営業企画部副部長
- 2013年2月 株式会社岡山高島屋副店長
- 2013年9月 株式会社岡山高島屋取締役社長（代表取締役）
- 2017年3月 当社執行役員営業本部日本橋店長
- 2018年5月 当社常務取締役営業本部日本橋店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

株式会社岡山高島屋社長などを経て、2018年より常務取締役日本橋店長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数  
8,000株

候補者番号 **8** | やすだ ようこ  
**安田 洋子** (1960年11月5日生)

新任



所有する当社の株式の数  
14,500株

● 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2006年3月 当社百貨店事業本部MD本部商品第3部ディビジョン長
- 2007年4月 当社営業本部営業企画部副部长
- 2009年3月 当社執行役員企画本部（改革推進本部）広報・IR室長
- 2010年4月 当社執行役員総務本部副本部長、人事部長
- 2012年2月 タカシマヤ・シンガポールLTD.社長、店長
- 2015年3月 当社執行役員営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）新宿店長
- 2016年3月 当社執行役員営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）日本橋店長
- 2017年3月 当社執行役員営業本部法人事業部長
- 2019年3月 当社常務執行役員営業本部営業推進部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 株式会社伊予鉄高島屋取締役
- 株式会社岡山高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

- 競業会社の役員
  - 株式会社伊予鉄高島屋取締役
  - 株式会社岡山高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

タカシマヤ・シンガポールLTD.社長、新宿店長、日本橋店長などを経て、本年より営業推進部長を務めており、百貨店事業の経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 9 | いのうえ よしこ  
井上 淑子 (1961年1月4日生)

新任

● 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 株式会社横浜高島屋（現株式会社高島屋）入社
- 2009年3月 タカシマヤ・フィフスアベニュー・CORP. 取締役社長
- 2011年2月 当社営業本部玉川店長
- 2016年3月 当社執行役員営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）新宿店長
- 2019年3月 当社常務執行役員営業本部副本部長、MD本部長、現在に至る。



所有する当社の株式の数  
5,200株

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

新宿店長などを経て、本年よりMD本部長を務めており、百貨店事業の経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 **10** | なかじま かおる  
**中島 馨** (1940年10月1日生)

社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
11,800株

● 略歴、地位及び担当

- 1974年 4月 弁護士登録、現在に至る。
- 1994年 4月 大阪弁護士会副会長
- 2002年 5月 当社社外監査役
- 2007年 5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2007年 6月 大末建設株式会社社外監査役
- 2016年 6月 大末建設株式会社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

大末建設株式会社社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての法律に関する専門知識と豊富な経験を有しており、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。こうした点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、社外取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 **11** | <sup>ごとう</sup>後藤 <sup>あきら</sup>晃 (1945年9月7日生)

社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
2,800株

● 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 成蹊大学経済学部教授
- 1989年4月 一橋大学経済学部教授
- 1997年4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
- 2001年11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
- 2003年4月 東京大学先端経済工学研究センター長
- 2004年4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 2007年2月 公正取引委員会委員
- 2007年6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
- 2012年2月 政策研究大学院大学教授
- 2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有しており、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。こうした点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、社外取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 **12** | とりごえ  
**鳥越 けい子** (1955年5月8日生)

社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
2,800株

● 略歴、地位及び担当

- 1986年4月 サウンドスケープ・デザイン研究所  
(現サウンドスケープ研究機構・鳥越アトリエ) 主宰
- 1994年4月 聖心女子大学教育学科助教授
- 2002年4月 聖心女子大学教育学科教授
- 2008年4月 青山学院大学総合文化政策学部教授、現在に至る。
- 2012年4月 法政大学エコ地域デザイン研究所客員研究員、現在に至る。
- 2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

日本サウンドスケープ協会理事長

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験を有しており、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。こうした点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 中島 馨氏は、2007年5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって12年間であります。なお、同氏は2002年5月から2007年5月まで当社社外監査役に就任しており、その就任期間は5年間であります。
3. 後藤 晃、鳥越けい子の両氏は、2014年5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって5年間であります。

4. 当社は中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏の再任が承認された場合、3氏と当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、前事業年度までに行われた全日本空輸株式会社において使用する制服の受注、近畿地区に店舗を有する百貨店の配送料、及び株式会社NTTドコモが調達するユニフォームに関して、独占禁止法に違反する行為があったとして2018年7月及び同年10月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けました。中島馨氏、後藤晃氏及び鳥越けい子氏は、当時これら行為を認識しておりませんでした（後藤晃氏及び鳥越けい子氏は、全日本空輸において使用する制服の受注に関する違反行為があった時点では在任しておりません。）が、3氏は平素より取締役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件判明後は、当社及び当社グループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに、独占禁止法遵守に係る社内ルールの整備、及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策の策定につき積極的な発言や指導を行い、コンプライアンス体制の強化に関する当該取組につき継続的に確認をするなど、その職責を果たしております。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 鋤納健治、武藤英二、西村 寛の3氏は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号 1 | すきのう けんじ  
鋤納 健治 (1953年7月17日生)

### ● 略歴及び地位

1977年4月 当社入社

2003年3月 当社管理本部人事部副部長

2007年5月 当社執行役員企画本部開発・関連事業グループ長

2009年3月 当社執行役員企画本部（改革推進本部）経営企画・関連事業グループ長

2010年9月 高島屋保険株式会社取締役社長（代表取締役）

2015年5月 当社監査役、現在に至る。

### ● 重要な兼職の状況

なし

### ● 当社との特別の利害関係

なし

### ● 監査役候補者とした理由

経営企画グループ長、高島屋保険株式会社社長などを経て、2015年より常勤監査役を務めており、財務及び会計をはじめとする会社の管理に関する知見を有していることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数  
14,400株

候補者  
番号 **2** | <sup>むとう えいじ</sup>  
**武藤 英二** (1949年1月2日生)

社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
12,800株

● 略歴及び地位

- 1971年7月 日本銀行入行
- 2002年2月 同行理事
- 2006年6月 株式会社NTTデータ経営研究所取締役会長
- 2007年5月 当社社外監査役、現在に至る。
- 2010年6月 みずほ信託銀行株式会社社外取締役
- 2010年11月 一般財団法人民間都市開発推進機構理事長
- 2015年6月 株式会社群馬銀行社外取締役、現在に至る。
- 2016年10月 りんかい日産建設株式会社社外監査役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 株式会社群馬銀行社外取締役
- りんかい日産建設株式会社社外監査役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外監査役候補者とした理由

日本銀行理事などとしての経験があり、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者  
番号 **3** | にしむら ひろし  
**西村 寛** (1949年1月17日生)

社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
4,500株

● 略歴及び地位

1975年10月 公認会計士登録、現在に至る。

1977年 6月 税理士登録、現在に至る。

1988年 4月 清新監査法人（現至誠清新監査法人）代表社員、現在に至る。

2003年 7月 清新税理士法人（現至誠清新税理士法人）代表社員、現在に至る。

2014年 5月 当社補欠監査役

2015年 2月 当社社外監査役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

至誠清新監査法人代表社員

至誠清新税理士法人代表社員

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外監査役候補者とした理由

公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といいたしました。

- (注) 1. 武藤英二、西村 寛の両氏は、社外監査役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 武藤英二氏は2007年5月から当社社外監査役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって12年間であります。
3. 西村 寛氏は2015年2月から当社社外監査役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって4年3ヶ月間あります。
4. 当社は、武藤英二、西村 寛の両氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、武藤英二、西村 寛の両氏の再任が承認された場合、両氏と当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、前事業年度までに行われた全日本空輸株式会社において使用する制服の受注、近畿地区に店舗を有する百貨店の配送料、及び株式会社NTTドコモが調達するユニフォームに関して、独占禁止法に違反する行為があったとして2018年7月及び同年10月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けました。武藤英二氏及び西村寛氏は、当時これら行為を認識しておりませんでした（西村寛氏は全日本空輸において使用する制服の受注及び株式会社NTTドコモが調達するユニフォームに関する違反行為があった時点では在任しておりません。）が、両氏は、平素より取締役会及び監査役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件判明後は、当社及び当社グループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに、独占禁止法遵守に係る社内ルールの整備、及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策の策定につき積極的な発言を行い、コンプライアンス体制の強化に関する当該取組につき継続的に確認をするなど、その職責を果たしております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2018年5月22日開催の第152回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役菅原邦彦氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

すがはら くにひこ  
**菅原 邦彦** (1952年3月8日生)

社外 独立役員



所有する当社の株式の数  
0株

### ● 略歴及び地位

1979年3月 公認会計士登録、現在に至る。

1997年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員

2013年8月 公認会計士菅原邦彦事務所代表、現在に至る。

2013年8月 株式会社サカタのタネ社外取締役、現在に至る。

### ● 重要な兼職の状況

公認会計士菅原邦彦事務所代表

株式会社サカタのタネ社外取締役

### ● 当社との特別の利害関係

なし

### ● 補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 菅原邦彦氏は、補欠社外監査役の候補者であります。
2. 菅原邦彦氏が社外監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、菅原邦彦氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来取締役賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役9名（社外取締役を除きます。）に対し総額4,550万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

## 事業報告 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、地震や豪雨など自然災害の影響は見られたものの、堅調な企業業績や個人消費の改善などにより、景気は緩やかに拡大しました。しかしながら、世界的な貿易摩擦への懸念や、それに伴う不安定な株式市場、消費税率引き上げに対する心理的影響など、先行きは依然不透明な状況にあります。

このような環境の下、当社はグループ総合戦略「まちづくり戦略」を推進しております。街のアンカーとしての役割を発揮するとともに、百貨店と専門店を一つの館（やかた）の中で融合させるなど、商業デベロッパー機能を持つ東神開発株式会社をはじめとしたグループ総合力を発揮し、街・館の魅力を最大限に高めてまいりました。国内においては、昨年9月に日本橋店を「日本橋高島屋S.C.」として開業いたしました。新館に115店舗誘致した専門店と連携して、早朝営業やコト消費の提供など日本橋生活者のニーズにお応えしてまいります。また、10月には立川店が専門店23店舗を導入し「立川高島屋S.C.」としてリフレッシュオープンし、新たな郊外型ショッピングセンターの在り方を追求いたしました。海外においては、昨年11月にタイ・バンコクに「サイアム高島屋」を出店し、タイ初のブランドを多数誘致するなど特徴のある店舗づくりに努めております。

また、更なる成長を支える基盤づくりに向

けてデジタル技術を活用し、グループ経営を抜本的に見直すことで経営効率を高めるべく「グループ変革プロジェクト」を推進しております。

当期の連結業績につきましては、将来の成長に向けた先行投資などもあり、連結営業収益は、912,848百万円（前年比0.6%増）、連結営業利益は、26,661百万円（前年比24.5%減）、連結経常利益は、31,234百万円（前年比19.1%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、16,443百万円（前年比30.5%減）となりました。

当期の単体業績につきましては、売上高は、715,333百万円（前年比0.6%増）、営業利益は、8,541百万円（前年比33.9%減）、経常利益は、21,097百万円（前年比38.5%増）となり、当期純利益は、10,441百万円（前年比20.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しており、遡及適用後の数値で前年比較を行っております。

事業のセグメント別業績は、次のとおりであります。

## ◆ 百貨店業

百貨店業での営業収益は、792,045百万円（前年比0.9%増）、営業利益は、8,691百万円（前年比35.7%減）となりました。

国内百貨店におきましては、堅調なインバウンド需要と個人消費による高額品等の売上伸長もあり増収となりましたが、「日本橋高島屋S.C.」開発をはじめとした設備投資や、業務効率化に向けたシステム投資など、将来の成長に向けたコストの増大に加え、配送運賃等の運営コスト増もあり、減益となりました。

店舗施策につきましては、「まちづくり戦略」における「日本橋高島屋S.C.」開業などに加え、10月に大阪店にて地階西ゾーンを増床改装し、12月には京都店にて四条通沿いに売場を拡張いたしました。

商品政策につきましては、百貨店の強みである編集力を生かした売場開発に引き続き努めてまいりました。体験型次世代ビューティーサロン「ベルサンパティック」を横浜店、日本橋店に導入したほか、大型5店及び玉川店、柏店の婦人靴売場では、「グループ変革プロジェクト」の一環として、RFIDタグを活用した在庫管理システムを導入し、お客様をお待たせしない接客を目指しました。また、暖冬で冬物衣料が苦戦する中、当社が企画・製造から参画し、オリジナル商品として全店及びインターネットで展開する「タカシマヤカシマヤコレクション」の売上は大きく増加いたしました。

顧客政策につきましては、インバウンド需要の増大を目指し、電子決済サービスの拡充

や一部店舗にてモバイル決済「アリペイ」「ウィーチャットペイ」を活用した免税還付サービスを開始いたしました。また、海外店舗のカード会員様にクーポンを配布するなど、グローバルな店舗網を生かした施策を実施してまいりました。前年度開業した「高島屋免税店 SHILLA&ANA」も「タカシマヤタイムズスクエア」全体における相乗効果により順調に売上を伸ばし、インバウンド売上の増大に貢献いたしました。さらに、国内のお客様に向けては、コミュニケーションツールとして自社アプリを活用するなど、既存顧客の利用頻度を高めると共に、株式会社NTTドコモや株式会社ロイヤリティ マーケティングと協働して大型キャンペーンを実施し、新しいお客様の獲得に努めました。

海外店舗は、「サイアム高島屋」の開業により4拠点となりました。「シンガポール高島屋S.C.」は、開業25周年記念の営業施策の奏功などにより増収となりました。「上海高島屋」は、現地経済の影響により伸び率は鈍化したものの、増収となりました。開業後2年を経過した「ホーチミン高島屋」は食料品売場の改装効果もあり、順調に売上を伸ばしております。

## ◆ 不動産業

不動産業での営業収益は、43,681百万円（前年比8.0%減）、営業利益は、9,410百万円（前年比17.4%減）となりました。

不動産業におきましては、東神開発株式会社が各地域の特性に合わせた商業施設開発を

進めてまいりました。「日本橋高島屋S.C.」、「立川高島屋S.C.」に加えて、つくばエクスプレス流山おおたかの森駅（千葉県流山市）周辺開発に取り組みました。11月に同駅高架下に「こかげテラス」を開業すると共に、1月には沿線における駅構内や周辺商業施設の運営・管理事業を営む株式会社ティーアンドティーを取得しました。流山事業との相乗効果発揮を狙ってまいります。この他、「柏高島屋ステーションモール」では食を中心としたフロア「FOOD STREET」を、「玉川高島屋S・C」西側の裏路地再生エリア・柳小路では「南角（みなみかど）」を開業いたしました。以上の結果、複数施設の開業により家賃・管理費の収入増はありましたが、前年の横浜北幸マンション販売の反動や施設の開業・リニューアルに伴う経費増により減収減益となりました。また、海外におきましては、トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.が一部テナントとの家賃改定により減収減益となりました。

#### ◆ 金融業

金融業での営業収益は、14,944百万円（前年比5.3%増）、営業利益は、4,880百万円（前年比7.0%増）となりました。

金融業におきましては、高島屋クレジット株式会社が、「日本橋高島屋S.C.」開業を契機とした新規会員獲得やショッピング利用促進策を実施するなど、会員数及びカード取扱高の増加による手数料収入等の増大に努めたことから、増収増益となりました。

#### ◆ 建装業

建装業での営業収益は、24,795百万円（前年比4.3%減）、営業利益は、727百万円（前年比39.8%減）となりました。

建装業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社が、東京オリンピック・パラリンピック開催や、訪日外国人の増加などを背景とした良好な事業環境にはありましたが、競争激化による外部調達コストの上昇が影響したこともあり利益率が低下し、減益となりました。

#### ◆ その他の事業

その他の事業全体での営業収益は、37,381百万円（前年比5.5%増）、営業利益は、2,938百万円（前年比11.8%減）となりました。

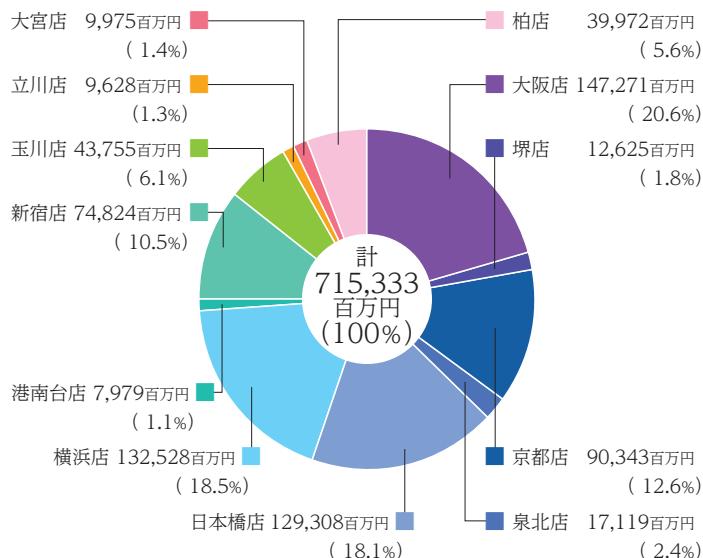
その他の事業におきましては、クロスメディア事業は業績の改善が進み増収となりましたが、運送費増などにより減益となりました。また、株式会社高島屋ファシリティーズの業務移管に伴う利益減もあり、その他の事業全体では減益となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

## 当社の店別及び商品別売上高

### ▶ 店別売上高

| 店別     | 金額      | 構成比   | 前年増減率 |
|--------|---------|-------|-------|
|        | 百万円     | %     | %     |
| ■ 大阪店  | 147,271 | 20.6  | 4.1   |
| ■ 堺店   | 12,625  | 1.8   | △3.8  |
| ■ 京都店  | 90,343  | 12.6  | 2.5   |
| ■ 泉北店  | 17,119  | 2.4   | 1.4   |
| ■ 日本橋店 | 129,308 | 18.1  | △3.7  |
| ■ 横浜店  | 132,528 | 18.5  | 0.7   |
| ■ 港南台店 | 7,979   | 1.1   | △3.1  |
| ■ 新宿店  | 74,824  | 10.5  | 2.0   |
| ■ 玉川店  | 43,755  | 6.1   | 0.2   |
| ■ 立川店  | 9,628   | 1.3   | △21.9 |
| ■ 大宮店  | 9,975   | 1.4   | △1.8  |
| ■ 柏店   | 39,972  | 5.6   | 4.8   |
| 計      | 715,333 | 100.0 | 0.6   |



### 注 記

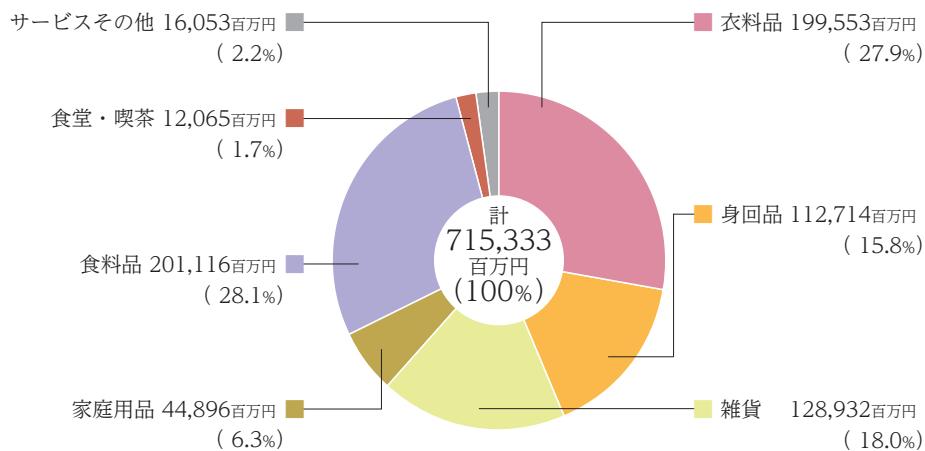
- ① 当社の店別売上高の京都店には洛西店を含めております。
- ② 当社の店別売上高には、法人事業部 (34,655百万円、前年比4.5%減) 及びクロスメディア事業部 (17,543百万円、前年比11.3%増) の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。

### ご参考

- 百貨店業 (国内連結子会社4社) の店別売上高
  - 株式会社岡山高島屋 (岡山店) : 18,376百万円 (前年比 1.6%減)
  - 株式会社岐阜高島屋 (岐阜店) : 14,055百万円 (前年比 4.1%減)
  - 株式会社米子高島屋 (米子店) : 4,788百万円 (前年比 2.5%減)
  - 株式会社高崎高島屋 (高崎店) : 15,894百万円 (前年比 2.9%増)
- 当社及び上記国内連結子会社4社の合計売上高 (2018年3月1日から2019年2月28日まで) は768,448百万円 (前年比0.4%増) であります。

## ▶商品別売上高

| 商品別     | 金額      | 構成比   | 前年増減率 |
|---------|---------|-------|-------|
|         | 百万円     | %     | %     |
| 衣料品     | 199,553 | 27.9  | △1.8  |
| 身回品     | 112,714 | 15.8  | 3.3   |
| 雑貨      | 128,932 | 18.0  | 4.8   |
| 家庭用品    | 44,896  | 6.3   | △5.6  |
| 食料品     | 201,116 | 28.1  | 1.0   |
| 食堂・喫茶   | 12,065  | 1.7   | △8.9  |
| サービスその他 | 16,053  | 2.2   | 0.6   |
| 計       | 715,333 | 100.0 | 0.6   |



### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は98,904百万円であります。主なものとして、当社は本社の不動産取得であり、子会社は東神開発株式会社の流山おおたかの森駅周辺開発及び日本橋高島屋S.C.の開業であります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は社債の償還資金及びIT投資を含めた設備投資に充当するために、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行により60,300百万円を調達しました。また、運転資金に充当するため、金融機関からの借入により、4,500百万円を調達しました。

#### ④ 対処すべき課題

少子化による人口減少と超高齢化社会の進展を背景とした構造的問題が顕在化する中、国内景気は、世界的な貿易摩擦や消費増税の影響懸念などにより、先行きの不透明感が増えています。また、技術革新や価値観の多様化を背景とした社会や消費行動の変化への対応が、企業の中長期的な課題となっています。百貨店業界においては、業態を超えて競争が激化し、足下の業績悪化、労働力不足や物流費などのコスト上昇もあり収益力が低下し、構造改革が課題となっています。

こうした中、当社グループは、「グループシナジーの最大化による成果発揮」を本年度の経営目標に掲げ、グループ総合戦略「まちづくり戦略」の下、各事業の成長を目指してまいります。そのために「収益構造改革」、「百貨店と専門店の融合」及びこれらを進めるための「グループシナジーの発揮」を課題として取り組んでまいります。

また、気候変動や自然災害が経済や社会問題にも波及する中、地球全体に深刻な影響を及ぼすリスクが高まり、企業にも対応が求められています。当社は、SDGsを支持し、全てのステークホルダーの皆様と共に持続可能な消費・サービスモデルを構築することを経営課題として位置づけ、本業を通じて、社会的課題解決への貢献と事業成長の両立を図ってまいります。4月には「高島屋グループSDGs原則」を策定いたしました。「地球環

境への配慮」、「まちづくり」、「持続可能な商品・サービスの提供」、「働きがいの創出」などの重点テーマに積極的に取り組んでまいります。

これらの目標、課題を踏まえ、各事業領域にて、以下の具体的な取り組みを行ってまいります。

百貨店業におきましては、「まちづくり戦略」の深化を図ってまいります。そのためには収益性の高い事業体質への転換が必須であることを認識し、「収益構造改革」に取り組んでまいります。デジタル技術を活用した「グループ変革プロジェクト」などにより、人件費や庶務費などの経費削減や働き方改革といった課題に取り組み、経営効率を抜本的に見直し、創出した原資を再投資して、当社グループならではの価値を提供する「まちづくり」を実現してまいります。

「まちづくり戦略」では、グループシナジーを発揮する「百貨店と専門店の融合」を課題としてまいります。百貨店は変わらぬ価値を持つ上質な商品、北海道展などの商品催や文化の発信など、百貨店にしかできない価値の提供を、専門店は鮮度の高いモノやコトMD導入など、専門店ならではの価値の提供を行い、地域のお客様ニーズに合わせて、双方の強みを組み合わせた魅力ある館づくりを実現いたします。また、ECサイトも「まち」として捉え、その戦略や推進を担う「EC事業

部」を新設し、店頭とネットの使い分けニーズを含め、楽しさと利便性の向上に取り組んでまいります。

店舗政策につきましては、本年3月、「日本橋高島屋S.C.」の本館・百貨店の改装が完成し、6万6千㎡の新・都市型ショッピングセンターとしてグランドオープンいたしました。東神開発株式会社による専門店とのシナジー効果を発揮し、エリアの賑わいを高めると共に憩いの場として、地域と共に成長させてまいります。日本初の本格的ショッピングセンター「玉川高島屋S・C」は開業50周年を迎え、「過ごす」ために訪れるライフスタイルセンターへの進化を目指しリニューアルいたします。玉川店も食料品フロアなどを改装し、ショッピングセンター全体としての集客力を高めてまいります。開業60周年を迎える横浜店では、横浜駅西口の環境整備の中で、地下1階を段階的に増床し、2021年春には国内最大級5千㎡の食料品フロアの完成を目指してまいります。また、大阪店に近く、オフィス機能と「高島屋史料館」を擁する「高島屋東別館」を、文化的価値の高い建築様式を生かしてリノベーションいたします。メインテナントには、東南アジア最大の不動産会社キャピタランドグループのアスコット社が運営するサービスレジデンス「シタディーンなんば大阪」を誘致し、大阪店との相互利用を図ってまいります。

商品政策につきましては、お客様のニーズへの対応と、商品利益率の低下が課題となる中、編集売場やオリジナル商品などの施策を通じて、課題解決を図ってまいります。百貨店の強みとなる編集売場の開発では、「日本橋高島屋S.C.」本館改装にて、パーティーシーンを彩るドレスを内外から集めた「ドレスアップクローゼット」や、発見する楽しみがあるプレステージ雑貨編集ショップ「ギャラリアルシック」を導入いたしました。今後は、様々なお客様のニーズに対応すべく、全ての商品群においてサイズの品揃えを強化いたします。

「文化の発信」は、百貨店が果たすべき重要な役割と捉え、文化催では、「手塚雄二展光を聴き、風を視る」の巡回展示や、「御即位30年 御成婚60年記念 特別展『国民とともに歩まれた平成の30年』」などを開催しております。また、新たな文化発信拠点として日本橋店に「高島屋史料館TOKYO」を新設し、デジタル対応の展示や有識者によるセミナーなど、文化の発信、交流、育成の役割を果たしてまいります。

顧客政策につきましては、店頭でのお客様づくりを第一に、サービスや品揃えをスピーディに改善すると共に、大型店を中心にストアコンシェルジュを再配置し、全館にまたがる接客販売体制を整えてまいります。また、デジタル技術を活用し、お客様との接点を拡

充してまいります。インバウンドは、売上の伸びに減速傾向が見られたものの、訪日外国人数の堅調な伸びの中、増大を見込んでおります。現地SNS活用や多言語WEBサイトの充実、モバイル決済対応や免税手続きの簡素化など、快適なお買物環境を整備してまいります。

海外店舗につきましては、シンガポール・上海・ホーチミンでの実績やノウハウを活用し、昨年バンコクに開業した「サイアム高島屋」の収益改善・早期黒字化を図り、4拠点体制にてASEAN地域における成長の基盤を築き、国内と海外の事業シナジーを高めてまいります。

不動産業におきましては、東神開発株式会社が、百貨店と連携した「日本橋高島屋S.C.」の集客向上や本年秋の「玉川高島屋S.C.」のリニューアルに取り組むほか、流山エリアでは、鉄道会社や取得した株式会社ティーアンドティーとの連携により、エリアでの事業を拡大いたします。海外では、ホーチミンの「サイゴンセンター」運営事業を中核とし、周辺エリアを開拓してまいります。

金融業におきましては、高島屋クレジット株式会社が、百貨店・専門店双方における新規会員獲得・カード利用促進を図り、収入増大を図ってまいります。また、外商お得意様向けの新カード発行や、カードの即日発行等、新たな商品・サービスの提供により、魅

力度や利便性を向上させてまいります。

建築業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社が、「まちづくり」への参画と共に、東京オリンピック・パラリンピックに向け活発化する大型プロジェクトの受注に努めるほか、企画、デザインなどのソフト機能を高め、提案型受注による競争力・収益力向上を図ってまいります。

内部統制システムにつきましては、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化し、豪雨や地震など自然災害時の事業継続や災害対策プランの構築などに取り組んでまいります。コーポレートガバナンスにつきましては、改訂されたコーポレートガバナンス・コードへの対応を含め、取締役会の更なる機能強化に取り組み、継続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

昨年、当社は配送料金の改定及び制服の受注事案において公正取引委員会より排除措置命令を受けました。当社といたしましては、このような事態を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制の強化・徹底に努めてまいります。

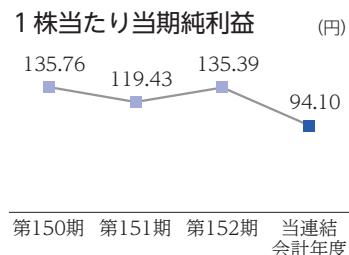
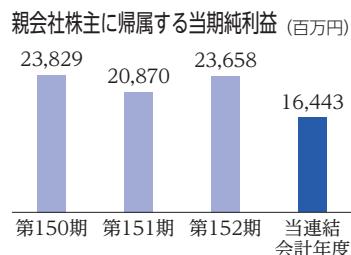
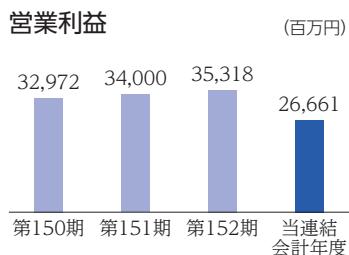
今後とも、総力を挙げて、業績の向上と社会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添ってまいりたいと存じます。何とぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                   | 2015年度<br>(第150期) | 2016年度<br>(第151期) | 2017年度<br>(第152期) | 2018年度<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 営業収益 (百万円)            | 929,588           | 923,601           | 907,805           | 912,848             |
| 営業利益 (百万円)            | 32,972            | 34,000            | 35,318            | 26,661              |
| 経常利益 (百万円)            | 37,785            | 37,215            | 38,606            | 31,234              |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 23,829            | 20,870            | 23,658            | 16,443              |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 135.76            | 119.43            | 135.39            | 94.10               |
| 総資産 (百万円)             | 974,421           | 986,464           | 1,035,807         | 1,078,130           |
| 純資産 (百万円)             | 407,386           | 421,890           | 449,526           | 461,585             |

注 記

- ①当連結会計年度の期首より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しております。この変更に伴い、2017年度（第152期）の営業収益については、遡及適用後の数値を記載しております。
- ②当社は、2018年9月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2015年度（第150期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



## ⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社等の状況

#### ア. 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 資本金                            | 当社の出資比率          | 主要な事業内容       | 本社所在地   |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------|---------------|---------|
| 株式会社岡山高島屋                   | 90 百万円                         | 66.6%            | 百貨店業          | 岡山市北区   |
| 株式会社岐阜高島屋                   | 50 百万円                         | 100.0            | 百貨店業          | 岐阜市     |
| 株式会社米子高島屋                   | 50 百万円                         | 100.0            | 百貨店業          | 鳥取県米子市  |
| 株式会社高崎高島屋                   | 50 百万円                         | 100.0            | 百貨店業          | 群馬県高崎市  |
| タカシマヤ・シンガポールLTD.            | 100 <small>シンガポールドル</small>    | 100.0            | 百貨店業          | シンガポール  |
| 上海高島屋百貨有限公司                 | 490 <small>百万円</small>         | 100.0<br>(83.2)  | 百貨店業          | 上海市長寧区  |
| タカシマヤ ベトナム LTD.             | 32 <small>百万USドル</small>       | 100.0<br>(100.0) | 百貨店業          | ホーチミン市  |
| サイアムタカシマヤ(タイランド)CO., LTD.   | 2,200 <small>百万バーツ</small>     | 51.0<br>(51.0)   | 百貨店業          | バンコク市   |
| 株式会社高島屋友の会                  | 50 百万円                         | 100.0            | 前払式特定取引による取次業 | 東京都中央区  |
| 東神開発株式会社                    | 2,140 百万円                      | 100.0            | 不動産の賃貸業       | 東京都世田谷区 |
| トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD. | 8,526 <small>千シンガポールドル</small> | 100.0<br>(100.0) | 不動産の賃貸業       | シンガポール  |
| 高島屋クレジット株式会社                | 100 百万円                        | 66.6             | クレジットカード発行業   | 東京都中央区  |
| 高島屋スペースクリエイティブ株式会社          | 100 百万円                        | 100.0            | 造作・家具製造販売業    | 東京都中央区  |

#### 注 記

①当社の出資比率欄の( )内の数字は、間接所有比率であります。

②当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

#### イ. 重要な関連会社の状況

| 会社名             | 資本金        | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 | 本社所在地   |
|-----------------|------------|---------|---------|---------|
| 株式会社ジェイアール東海高島屋 | 10,000 百万円 | 33.4%   | 百貨店業    | 名古屋市中村区 |
| 株式会社伊予鉄高島屋      | 100 百万円    | 33.6    | 百貨店業    | 愛媛県松山市  |

⑦ 主要な事業内容

百貨店業、不動産業、金融業、建築業及びクロスメディア事業等その他の事業

⑧ 主要な事業所

- 本社 大阪市中央区難波5丁目1番5号
- 店舗

| 支店及び支店所属の店舗 | 所在地                   |
|-------------|-----------------------|
| 大阪店         | 大阪市中央区難波5丁目1番5号       |
| 堺店          | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地       |
| 京都店         | 京都市下京区四条通河原町西入真町52番地  |
| 洛西店         | 京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5 |
| 泉北店         | 堺市南区茶山台1丁3番1号         |
| 日本橋店        | 東京都中央区日本橋2丁目4番1号      |
| 横浜店         | 横浜市西区南幸1丁目6番31号       |
| 港南台店        | 横浜市港南区港南台3丁目1番3号      |
| 新宿店         | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番2号    |
| 玉川店         | 東京都世田谷区玉川3丁目17番1号     |
| 立川店         | 東京都立川市曙町2丁目39番3号      |
| 大宮店         | さいたま市大宮区大門町1丁目32番地    |
| 柏店          | 千葉県柏市末広町3番16号         |

## 9 従業員の状況

|       | 従業員数   | 前期末比増減 |
|-------|--------|--------|
| 当 社   | 4,731名 | 70名減   |
| 連結子会社 | 3,030名 | 262名増  |
| 合 計   | 7,761名 | 192名増  |

### 注 記

①従業員は就業人員であります。

②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は5,870名で、総従業員数は13,631名（前期末比25名増）であります。

## 10 主要な借入先

| 借 入 先        | 借 入 額                     |
|--------------|---------------------------|
| シンジケートローン    | 40,000 <small>百万円</small> |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 18,450                    |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 15,000                    |

### 注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする34社による協調融資団であります。

## 11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、前事業年度までに行われた全日本空輸株式会社において使用する制服の受注、近畿地区に店舗を有する百貨店の配送料、及び株式会社NTTドコモが調達するユニフォームに関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年7月及び同年10月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けました。

当社は、従前よりコンプライアンスの徹底を図ってまいりましたが、今般の事態を厳粛に受け止め、社内調査を実施の上、外部の専門家の意見も踏まえ、次のとおり再発防止の基本方針を策定し、これらを着実に実行しております。今後、更に当社及び当社グループ会社における

独占禁止法遵守を含むコンプライアンスの強化に継続的に努めてまいります。

- ① 遵法性を逸脱した利益追求を認めない意識・風土の醸成と制度・仕組みの適応  
遵法性を逸脱し倫理に反した利益の追求は行わないという価値観を当社グループの行動規範の中心に据え、それを全員の意識や風土の中に組み込み、個人の行動の中で体现されるよう徹底してまいります。また、当社グループの制度や仕組みは、コンプライアンスを重視する意識や風土と矛盾ないし抵触することのないよう運用してまいります。
- ② 独占禁止法の知識や考え方にに基づき自ら適正に行動できる体制の構築  
当社グループの全員が独占禁止法の定めるルールを正しく理解し自らの行動基準とできるよう、実践的な研修、教育を継続的に実施するとともに、相談体制を強化します。
- ③ 不適切な事案の発生を防止するための体制強化  
不適切な事案の発生を組織的に防止するため、決裁権限者の責任を一層明確にすることに加え、不正行為を未然に防ぐ法令遵守の推進に向け、本社所管部署の機能強化を行い、当社グループのコンプライアンスの観点からの統制を強化します。
- ④ 組織機能を健全に発揮できる仕組みの構築  
遵法を優先する個人の意識と行動を支え、コミュニケーションを促進することにより、コンプライアンス体制の機能が健全に発揮されるようにいたします。
- ⑤ 同業者との関係の見直し  
同業者との不適切な接触や情報交換に対する統制を強化し、同業者との横並び意識に陥ることなく、当社グループ独自のイノベーションを発揮してまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項

### ① 発行可能株式総数 300,000,000株

注 記

2018年9月1日付にて実施した株式併合（2株を1株に併合）に伴い、発行可能株式総数は、300,000,000株減少しております。

### ② 発行済株式の総数 174,733,597株（自己株式3,025,884株を除く。）

注 記

2018年9月1日付にて実施した株式併合（2株を1株に併合）に伴い、発行済株式の総数は、177,759,482株減少しております。

### ③ 株 主 数 84,442名

### ④ 大 株 主

| 株 主 名                                       | 持 株 数                | 持 株 比 率 |
|---|----------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                     | 17,471 <sup>千株</sup> | 10.0%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                   | 15,525               | 8.9     |
| エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社                        | 8,887                | 5.1     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                         | 4,961                | 2.8     |
| 高 島 屋 共 栄 会                                 | 3,161                | 1.8     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）                  | 3,029                | 1.7     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                  | 2,974                | 1.7     |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 | 2,715                | 1.6     |
| JPモルガン証券株式会社                                | 2,504                | 1.4     |
| 相鉄ホールディングス株式会社                              | 2,402                | 1.4     |

注 記

当社は、自己株式3,025,884株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2013年11月25日開催の取締役会決議により発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 2,500個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式9,346,493株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 2,674.8円
- 新株予約権を行使することができる期間

2013年12月25日から2020年11月27日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

注 記

2018年9月1日付にて実施した株式併合（2株を1株に併合）に伴い、目的となる株式の数及び新株予約権の払込金額は調整されております。

② 2018年11月20日開催の取締役会決議により発行した「2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 6,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式27,522,935株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 2,180円
- 新株予約権を行使することができる期間

2018年12月20日から2028年11月22日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

## 4. 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役の氏名等

2019年2月28日現在

| 氏名    | 地位及び担当                                 | 重要な兼職の状況                               |
|-------|--|--|
| 鈴木弘治  | 取締役会長（代表取締役）                           | 東神開発株式会社取締役会長<br>（代表取締役）               |
| 木本茂   | 取締役社長（代表取締役）<br>CSR推進室、業務監査室担当         |  |
| 秋山弘昭  | 専務取締役（代表取締役）<br>営業本部長、<br>ライフデザインオフィス長 |  |
| 村田善郎  | 常務取締役（代表取締役）<br>企画本部長、IT推進室担当          | 株式会社ジェイアール東海<br>高島屋取締役                 |
| 栗野光章  | 常務取締役 関西代表、営業本部大阪店長                    |  |
| 亀岡恒方  | 常務取締役 営業本部副本部長、MD本部長、<br>日本橋再開発担当      |  |
| 山口健夫  | 常務取締役 総務本部長、秘書室担当                      |  |
| 岡部恒明  | 常務取締役 営業本部営業推進部長                       | 株式会社岡山高島屋取締役<br>株式会社伊予鉄高島屋取締役          |
| 田中良司  | 常務取締役 営業本部日本橋店長                        |  |
| 中島馨   | 取締役                                    | 大末建設株式会社社外取締役                          |
| 後藤晃   | 取締役                                    |  |
| 鳥越けい子 | 取締役                                    | 日本サウンドスケープ協会<br>理事長                    |
| 鋤納健治  | 常勤監査役                                  |  |
| 平本彰   | 常勤監査役                                  |  |
| 武藤英二  | 監査役                                    | 株式会社群馬銀行社外取締役<br>りんかい日産建設株式会社<br>社外監査役 |
| 西村寛   | 監査役                                    | 至誠清新監査法人代表社員<br>至誠清新税理士法人代表社員          |

注 記

- ①取締役中島 馨氏、後藤 晃氏、鳥越けい子氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ②監査役武藤英二氏、西村 寛氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ③監査役武藤英二氏は、日本銀行理事等としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役西村 寛氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏及び社外監査役武藤英二、西村 寛の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥2019年2月28日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

| 氏 名     | 変 更 内 容                 |
|---------|-------------------------|
| 鈴木 弘 治  | 東神開発株式会社取締役会長（代表取締役）を退任 |
| 岡 部 恒 明 | 株式会社伊予鉄高島屋取締役を退任        |

- ⑦2019年3月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

| 氏 名     | 新                                      | 旧                                    |
|---------|--|--------------------------------------|
| 村 田 善 郎 | 取締役社長（代表取締役）<br>CSR推進室、業務監査室担当         | 常務取締役（代表取締役）<br>企画本部長、IT推進室担当        |
| 粟 野 光 章 | 専務取締役（代表取締役）<br>営業本部長、<br>ライフデザインオフィス長 | 常務取締役<br>関西代表、営業本部大阪店長               |
| 山 口 健 夫 | 常務取締役（代表取締役）<br>総務本部長、秘書室担当            | 常務取締役<br>総務本部長、秘書室担当                 |
| 岡 部 恒 明 | 常務取締役（代表取締役）<br>企画本部長、IT推進室担当          | 常務取締役<br>営業本部営業推進部長                  |
| 亀 岡 恒 方 | 常務取締役<br>関西代表、営業本部大阪店長                 | 常務取締役<br>営業本部副本部長、MD本部長、<br>日本橋再開発担当 |

| 氏名    | 新                  | 旧                                  |
|-------|--------------------|------------------------------------|
| 木本 茂  | 取締役<br>特命担当        | 取締役社長（代表取締役）<br>CSR推進室、業務監査室担当     |
| 秋山 弘昭 | 取締役<br>特命担当、宣伝政策担当 | 専務取締役（代表取締役）<br>営業本部長、ライフデザインオフィス長 |

⑧2019年3月1日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

| 氏名    | 変更内容                    |
|-------|-------------------------|
| 岡部 恒明 | 株式会社岡山高島屋取締役を退任         |
| 亀岡 恒方 | 株式会社岡山高島屋取締役に就任         |
| 木本 茂  | 東神開発株式会社取締役会長（代表取締役）に就任 |

## ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役13名 392百万円（うち社外取締役3名 30百万円）

監査役 4名 64百万円（うち社外監査役2名 18百万円）

### 注 記

- ①報酬等の額には第153回定時株主総会において決議予定の取締役賞与45百万円を含めております。
- ②取締役の人数及び報酬等の額には、2018年5月22日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等の額を含めております。
- ③当社では、役員報酬の決定プロセスにおける公正性・透明性を確保する目的で、社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、同委員会で取締役・執行役員の評価及び個人別報酬額について審議しております。役員報酬体系は、基本報酬と賞与で構成されており、基本報酬には、単年度の業績に応じて支給する業績連動報酬を導入しております。また、株主・投資家の皆様と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上への取り組みを促すことを目的に、自社株式取得報酬を導入しております。社外取締役及び監査役の役員報酬は、基本報酬のみで構成されております。

③ 社外役員に関する事項

| 区分  | 氏名     | 主な活動状況   |
|-----|--------|--|
| 取締役 | 中島 馨   | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                   |
| 取締役 | 後藤 晃   | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。        |
| 取締役 | 鳥越 けい子 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                           |
| 監査役 | 武藤 英二  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、元日本銀行理事等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。      |
| 監査役 | 西村 寛   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会11回のうち10回に出席し、公認会計士及び税理士としての経験・知識等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

注 記

- ①取締役中島 馨氏の兼職先である大末建設株式会社、取締役鳥越けい子氏の兼職先である日本サウンドスケープ協会、監査役武藤英二氏の兼職先である株式会社群馬銀行、りんかい日産建設株式会社、監査役西村 寛氏の兼職先である至誠清新監査法人、至誠清新税理士法人と当社の間には、特別の関係はありません。
- ②当社は、前事業年度までに行われた全日本空輸株式会社において使用する制服の受注、近畿地区に店舗を有する百貨店の配送料、及び株式会社NTTドコモが調達するユニフォームに関して、独占禁止法に違反する行為があったとして2018年7月及び同年10月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けました。各社外取締役及び社外監査役は、平素より取締役会及び監査役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件判明後は、当社及び当社グループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに、独占禁止法遵守に係る社内ルールの整備、及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策の策定につき積極的な発言や指導を行い、コンプライアンス体制の強化に関する当該取組につき継続的に確認をしております。

## 5. 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### ② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

### ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額      | 116百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 38百万円  |
| 計                            | 154百万円 |

#### ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額      | 149百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 42百万円  |
| 計                            | 191百万円 |

#### 注 記

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- ② 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について相当であると判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ④ 非監査業務の内容

主なものとして、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）の適用検討に係る助言業務等を依頼し、対価を支払っております。

### ⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.はKPMG LLP、上海高島屋百貨有限公司はKPMG Huazhen LLP、タカシマヤ ベトナム LTD.はKPMG Limited、サイアム タカシマヤ（タイランド）CO.,LTD.はEY Office Limitedの法定監査を受けております。

### ⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合の他、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制

ア. 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめ全取締役は、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践するために、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、その浸透・定着を図ります。

イ. 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの運用状況や課題について定期的に確認します。

ウ. 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

エ. 当社は、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証し、強化します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を、当社の文書規則に従い、適切に保存し、管理します。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。

イ. 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。

ウ. 当社は、反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃・職務執行の一層の効率化など、その必要性が生じた場合には、適宜見直しを図ります。
  - イ. 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ⑤当社及びグループ各社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、CSR視点に立った意識風土改革を進めます。
  - イ. 当社は、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。また、新たな取り組みに関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
  - ウ. CSR推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
  - エ. 当社は、社内（グループ各社を含む。）の不正行為等の通報を受け付ける窓口として、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営します。通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益が及ばないことを確保します。
  - オ. 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所（グループ各社を含む。）において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。
- ⑥グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
  - イ. 当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
  - ウ. グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
ア. 監査役付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。  
イ. 当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。
- ⑨当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制  
ア. 当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。  
イ. 監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。  
ウ. 当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- ⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。
- ⑪監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
ア. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。  
イ. 監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。  
ウ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。  
エ. 監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

### ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。

方針管理として、第153期事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、コンプライアンス経営の徹底や内部統制の状況を検証し、強化するために、「高島屋グループCSR委員会」を開催しております。そこでは、本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取り組み状況や、グループ全体として取り組むべきCSR重点課題とそれを具体策に繋げる分析・目標設定等のアプローチ方法について確認しております。

当事業年度において公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた事態を厳粛に受け止め、再発防止の基本方針を策定し、これらを着実に実行しております。今後、更に当社及び当社グループ会社における独占禁止法遵守を含むコンプライアンスの強化に継続的に努めてまいります。

リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。当事業年度においては、『高島屋グループにおける重要リスクの選定と取り組み』及び『労働関係法令違反对策』『決済手段多様化に伴うリスクの把握と対応』等について検討、実施いたしました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、グループ全体における定期的な内部監査と、経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。また、海外拠点に対する事業運営のガイドラインを示した「グローバル拠点管理スタンダード」に基づき、各事業拠点で自主点検シートを活用した内部チェックを行うなど、海外拠点の監査も強化いたしました。

監査結果は取締役会で報告し対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役との定期的な会合を実施しているほか、会計監査人及び財務部、業務監査室との連携などを行っております。また、内部通報制度で通報された内容について監査役会に報告しております。

### ③ 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

#### 事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

# 計算書類等

## 連結貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|-------------|-----------|--------------|-----------|
| <b>資産の部</b> |           | <b>負債の部</b>  |           |
| 流動資産        | 307,568   | 流動負債         | 349,216   |
| 現金及び預金      | 97,090    | 支払手形及び買掛金    | 108,560   |
| 受取手形及び売掛金   | 117,107   | 短期借入金        | 13,320    |
| 商品及び製品      | 43,802    | 1年内償還予定の社債   | 98        |
| 仕掛品         | 477       | リース債務        | 713       |
| 原材料及び貯蔵品    | 1,240     | 未払法人税等       | 5,052     |
| 繰延税金資産      | 10,443    | 前受金          | 100,593   |
| その他         | 37,740    | 商品券          | 52,503    |
| 貸倒引当金       | △ 335     | 預り金          | 31,693    |
| 固定資産        | 770,562   | 役員賞与引当金      | 46        |
| 有形固定資産      | 621,228   | ポイント引当金      | 2,530     |
| 建物及び構築物     | 185,639   | 建物修繕工事引当金    | 3,207     |
| 機械装置及び運搬具   | 115       | その他          | 30,895    |
| 工具、器具及び備品   | 14,313    | 固定負債         | 267,328   |
| 土地          | 411,507   | 社債           | 95,554    |
| リース資産       | 2,758     | 長期借入金        | 85,809    |
| 建設仮勘定       | 6,892     | リース債務        | 2,109     |
| 無形固定資産      | 28,951    | 退職給付に係る負債    | 50,890    |
| 借地権         | 10,671    | 役員退職慰労引当金    | 286       |
| のれん         | 1,545     | 環境対策引当金      | 282       |
| その他         | 16,734    | 建物修繕工事引当金    | 5         |
| 投資その他の資産    | 120,382   | 資産除去債務       | 2,027     |
| 投資有価証券      | 81,743    | 繰延税金負債       | 1,300     |
| 差入保証金       | 29,485    | 再評価に係る繰延税金負債 | 6,812     |
| 繰延税金資産      | 6,102     | その他          | 22,248    |
| その他         | 5,301     | 負債合計         | 616,545   |
| 貸倒引当金       | △ 2,250   | <b>純資産の部</b> |           |
| 資産合計        | 1,078,130 | 株主資本         | 411,851   |
|             |           | 資本金          | 66,025    |
|             |           | 資本剰余金        | 55,026    |
|             |           | 利益剰余金        | 296,977   |
|             |           | 自己株式         | △ 6,177   |
|             |           | その他の包括利益累計額  | 32,067    |
|             |           | その他有価証券評価差額金 | 10,821    |
|             |           | 繰延ヘッジ損益      | △ 0       |
|             |           | 土地再評価差額金     | 6,993     |
|             |           | 為替換算調整勘定     | 8,723     |
|             |           | 退職給付に係る調整累計額 | 5,528     |
|             |           | 非支配株主持分      | 17,665    |
|             |           | 純資産合計        | 461,585   |
|             |           | 負債純資産合計      | 1,078,130 |

## ■ 計算書類等

### 連結損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| 営業収益            |       | 912,848 |
| 売上高             |       | 846,894 |
| 売上原価            |       | 629,490 |
| 売上総利益           |       | 217,403 |
| その他の営業収入        |       | 65,953  |
| 営業総利益           |       | 283,357 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 256,695 |
| 営業利益            |       | 26,661  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息及び配当金       | 2,135 |         |
| 持分法による投資利益      | 2,988 |         |
| 固定資産受贈益         | 624   |         |
| その他営業外収益        | 620   | 6,368   |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 697   |         |
| 債務勘定整理繰戻損       | 234   |         |
| 建物修繕工事引当金繰入額    | 192   |         |
| 為替差損            | 399   |         |
| その他営業外費用        | 271   | 1,795   |
| 経常利益            |       | 31,234  |
| 特別利益            |       |         |
| 投資有価証券売却益       | 2,813 | 2,813   |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産除却損         | 7,708 |         |
| 減損損失            | 1,259 |         |
| その他             | 603   | 9,571   |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 24,476  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 7,151 |         |
| 法人税等調整額         | 273   | 7,425   |
| 当期純利益           |       | 17,050  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 607     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 16,443  |

## 貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目             | 金額             |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>    |                |
| 流動資産            | 154,922        | 流動負債           | 299,282        |
| 現金及び預金          | 28,495         | 買掛金            | 64,012         |
| 受取手形            | 430            | 短期借入金          | 110,658        |
| 売掛金             | 52,700         | リース債務          | 547            |
| 商品              | 36,260         | 未払金            | 21,575         |
| 貯蔵品             | 710            | 未払法人税等         | 584            |
| 前渡金             | 359            | 未払費用           | 1,125          |
| 前払費用            | 2,881          | 前受金            | 4,897          |
| 短期貸付金           | 5,395          | 商品券            | 40,072         |
| 繰延税金資産          | 7,337          | 預り金            | 47,604         |
| 立替金             | 11,575         | 役員賞与引当金        | 45             |
| その他             | 10,926         | ポイント引当金        | 2,530          |
| 貸倒引当金           | △ 2,150        | 建物修繕工事引当金      | 3,207          |
| <b>固定資産</b>     | <b>673,861</b> | その他            | 2,421          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>501,585</b> | <b>固定負債</b>    | <b>251,186</b> |
| 建物              | 122,724        | 社債             | 95,324         |
| 構築物             | 1,745          | 長期借入金          | 85,500         |
| 車両運搬具           | 0              | リース債務          | 1,566          |
| 工具、器具及び備品       | 9,535          | 退職給付引当金        | 54,103         |
| 土地              | 360,013        | 環境対策引当金        | 282            |
| リース資産           | 2,064          | 建物修繕工事引当金      | 5              |
| 建設仮勘定           | 5,502          | 関係会社事業損失引当金    | 292            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>19,201</b>  | 長期預り金          | 7,160          |
| 借地権             | 3,768          | 再評価に係る繰延税金負債   | 6,237          |
| 共同施設負担金         | 5,290          | その他            | 711            |
| ソフトウェア          | 5,994          | <b>負債合計</b>    | <b>550,469</b> |
| その他             | 4,148          | <b>純資産の部</b>   |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>153,074</b> | 株主資本           | 263,121        |
| 投資有価証券          | 32,182         | 資本金            | 66,025         |
| 関係会社株式          | 57,990         | 資本剰余金          | 54,028         |
| 長期貸付金           | 38,071         | 資本準備金          | 36,634         |
| 差入保証金           | 22,567         | その他資本剰余金       | 17,393         |
| 繰延税金資産          | 5,383          | 利益剰余金          | 149,405        |
| その他             | 703            | 利益準備金          | 60             |
| 貸倒引当金           | △ 3,823        | その他利益剰余金       | 149,345        |
| <b>資産合計</b>     | <b>828,784</b> | 固定資産圧縮積立金      | 19,571         |
|                 |                | 別途積立金          | 72,070         |
|                 |                | 繰越利益剰余金        | 57,703         |
|                 |                | 自己株式           | △ 6,336        |
|                 |                | 評価・換算差額等       | 15,192         |
|                 |                | その他有価証券評価差額金   | 9,052          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益        | △ 0            |
|                 |                | 土地再評価差額金       | 6,139          |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>278,314</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>828,784</b> |

## ■ 計算書類等

### 損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |         |
|--------------|--------|---------|
| 営業収益         |        | 729,198 |
| 売上高          |        | 715,333 |
| 売上原価         |        | 543,454 |
| 売上総利益        |        | 171,878 |
| その他の営業収入     |        | 13,865  |
| 営業総利益        |        | 185,744 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 177,202 |
| 営業利益         |        | 8,541   |
| 営業外収益        |        |         |
| 受取利息及び配当金    | 14,878 |         |
| 雑収入          | 989    | 15,868  |
| 営業外費用        |        |         |
| 支払利息         | 1,707  |         |
| 建物修繕工事引当金繰入額 | 192    |         |
| 貸倒引当金繰入額     | 835    |         |
| 雑損失          | 576    | 3,312   |
| 経常利益         |        | 21,097  |
| 特別利益         |        |         |
| 固定資産売却益      | 52     |         |
| 投資有価証券売却益    | 2,813  | 2,865   |
| 特別損失         |        |         |
| 固定資産売却損      | 13     |         |
| 固定資産除却損      | 7,123  |         |
| 投資有価証券評価損    | 171    |         |
| 関係会社株式評価損    | 407    |         |
| 減損損失         | 1,020  |         |
| 貸倒引当金繰入額     | 3,527  |         |
| その他          | 408    | 12,672  |
| 税引前当期純利益     |        | 11,290  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 168    |         |
| 法人税等調整額      | 680    | 849     |
| 当期純利益        |        | 10,441  |

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋  
取 締 役 会 御 中

2019年4月2日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

連結注記表の2. 会計方針の変更に関する注記(2) 在外連結子会社の消化仕入取引に係る売上高の会計処理に記載されているとおり、当連結会計年度より、在外連結子会社の消化仕入取引に係る売上高の会計処理を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋  
取 締 役 会 御中

2019年4月2日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2018年3月1日から2019年2月28日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社は公正取引委員会より独占禁止法に基づき3件の排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会は、当社及び当社グループ会社が独占禁止法遵守を含む法令遵守の徹底と再発防止に向けた体制整備に取り組んでいることを確認しております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月5日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 鋤 納 健 治 ㊟

常勤監査役 平 本 彰 ㊟

社外監査役 武 藤 英 二 ㊟

社外監査役 西 村 寛 ㊟

以 上







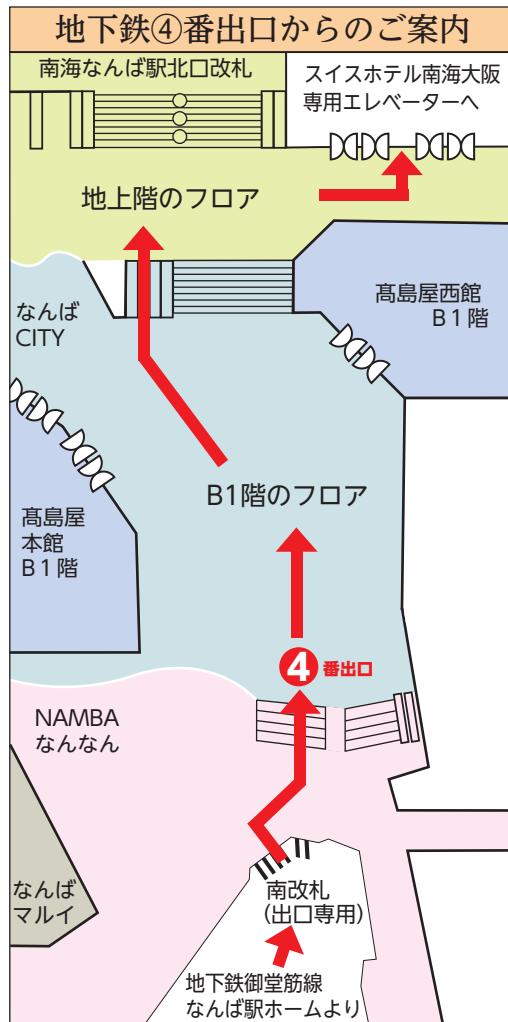
# 株主総会会場へのご案内

会場

大阪市中央区難波5丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

総会受付はホテル8階です。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



## 交通のご案内

### ▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合

御堂筋線「なんば駅」4番出口、  
千日前線「なんば駅」4番出口、  
四つ橋線「なんば駅」31番出口、  
近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。

### ▶ 南海電車の場合

北口改札を出て左（西）側のホテル専用入口が便利です。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 **Takashimaya**

ホームページアドレス <https://www.takashimaya.co.jp/>

**UD  
FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

 **VEGETABLE  
OIL INK**